資料１

放射線医学総合研究所規制支援審議会の設置について

平成２９年1月２７日
２８放（決定）６５号

（設置目的）

第１条　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務のうち、原子力規制委員会がその業務を共管する放射線医学総合研究所（以下「放医研」という。）が実施する規制関連研究等の中立性・透明性を確保するため、放射線医学総合研究所規制支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の任務）

第２条　審議会は、放医研が実施する規制関連研究等が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について審議する。

（審議会の組織）

第３条　審議会は、放射線医学総合研究所長（以下「所長」という。）が審議に必要な見識を有するものとして委嘱する外部委員をもって構成する。

２　審議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の開催）

第５条　委員長は１年に１回以上審議会を開催する。

２　委員長に事故がある場合又は審議会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（審議内容の報告）

第６条　委員長は、審議会で審議した事項のうち、特に重要な内容に関して、所長に報告しなければならない。

２　委員長は、審議会で審議し決定した事項のうち、放医研の運営において改善が必要と認められる内容に関して、所長に助言又は勧告することができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、放医研研究企画室が行う。

附 則

１．この決定は、平成２９年1月２７日から施行する。

２．国立研究開発法人放射線医学総合研究所規制支援審議会規程（２７規程第１１７号）第３条第１項（以下「旧規定」という。）に基づき委嘱された委員は、この決定の相当規定に基づき委嘱されたものとみなし、その任期は、旧規定に基づいて委嘱されたときから通算する。